

議案第 2 2 5 号

川崎市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 4 年 1 1 月 2 6 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市下水道条例の一部を改正する条例

川崎市下水道条例（昭和 3 6 年川崎市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第 1 章 総則（第 1 条～第 3 条）」

を

「第 1 章 総則（第 1 条～第 3 条）」

第 1 章の 2 公共下水道の構造等（第 3 条の 2～第 3 条の 7）」

に、「公共下水道」を「公共下水道の使用」に、「第 5 章 都市下水路（第 1 9 条・第 2 0 条）」を「第 5 章 削除」に改める。

第 1 条中「、都市下水路」を削る。

第 2 条第 1 号中「、都市下水路」及び「、第 5 号」を削る。

第 1 章の次に次の 1 章を加える。

第 1 章の 2 公共下水道の構造等

（公共下水道の構造）

第 3 条の 2 法第 7 条第 2 項に規定する公共下水道の構造は、次条から第 3 条

の6までに定めるところによる。

(排水施設及び処理施設に共通する構造)

第3条の3 排水施設（これを補完する施設を含む。次条において同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。第3条の5において同じ。）に共通する構造は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして管理者が定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。
- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の管理者が定める措置が講ぜられていること。

(排水施設の構造)

第3条の4 排水施設の構造は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 排水管の内径及び排水^{きよ}渠の断面積は、管理者が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢

工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。

- (3) 暗渠^{きよ}その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。
- (4) 暗渠^{きよ}である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠^{きよ}の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。
- (5) またはマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。

（処理施設の構造）

第3条の5 第3条の3に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造は、次のとおりとする。

- (1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。
- (2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないように管理者が定める措置が講ぜられていること。

（適用除外）

第3条の6 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

（終末処理場の維持管理）

第3条の7 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。
- (2) 沈砂池又は沈殿池の泥ために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれ

を除去すること。

- (3) 急速濾過法によるときは、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。
- (4) 前3号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- (5) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
- (6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう管理者が定める措置を講ずること。

「第3章 公共下水道」を「第3章 公共下水道の使用」に改める。

第5章を次のように改める。

第5章 削除

第19条及び第20条 削除

第21条第1項中「、都市下水路」を削り、「これら」を「これ」に改め、同条第3項中「及び第19条」を削る。

第24条第3項中「、都市下水路」を削る。

第36条第8号中「、第19条第1項」を削り、同条中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第14号までを1号ずつ繰り上げ、同条第15号中「、第19条、第20条」を削り、同号を同条第14号とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に存する公共下水道であって、改正後の条例第3条の3から第3条の5までの規定に適合しないものについては、これらの規定

（その適合しない部分に限る。）は、適用しない。ただし、この条例の施行後に改築（災害復旧として行われるもの及び公共下水道に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。）の工事に着手したものの当該工事に係る区域又は区間については、この限りでない。

参考資料

制 定 要 旨

下水道法の一部改正に伴い、公共下水道の構造等について定めること等のため、この条例を制定するものである。